

## 令和2年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年4月16日(木) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 倉増 知   | 3番  | 俵 薫    | 4番  | 伊藤 新司 |
| 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法   | 7番  | 村上 浩一 |
| 8番  | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 12番 | 井町 哲   | 13番 | 武藤 康志  | 14番 | 縄田 善博 |
| 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二  |     |        |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 岩山 澄男 | 大石 洋典 | 大橋 つや子 |
| 瀧山 勝弘 | 中野 修  | 藤井 繁夫  |
| 松原 正晴 | 安永 彰  | 山縣 正明  |
- 5 欠席農業委員
- |          |           |
|----------|-----------|
| 2番 宮崎 春夫 | 15番 安富 法明 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- 原田 一馬
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 落合 浩志 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 2 時開会
議長	互礼。
議長	<p>今日は余計な事を言わずに早く進めたいと思います。只今より令和 2 年第 4 回総会を開催いたします。本日の出席委員 18 名中 16 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。7 番、村上委員。13 番、武藤委員。よろしく願いをいたします。</p> <p>よけいなことは言わないと言いましたけど、実は今日も市民館の大ホール、大きい会場でやろうと思いましたが、選挙の関係で選管の方に全ての会場をおさえられておりますので、ここで開催することになりました。来月からはここより広い会場で広いスペースでやりたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議案に入る前に申し訳ありませんが修正箇所があります。議事目録表紙の議事順位第 3 議案第 3 号 農地転用事業計画承認申請についてとなっておりますが、正しくは農地転用事業計画変更承認申請についてです。続きまして議事目録の 4 ページ、番号 3 番の農地区分が 2 となっておりますが、正しくは 1 です。農地区分が 2 になっていると思うんですけど。（「何番」の声）番号 3 番。
議長	3 番。はい。
事務局	で、同じく。
議長	1。
事務局	はい。第 1 種農地なので、1 でお願いします。同じく議事目録 4 ページ。番号 4 番、番号 5 番の転用目的欄の番号 4 と同一事業、番号 3 と同一事業となっておりますが、番号 4 が番号 5 と同一事業、番号 5 が番号 4 と同一事業です。訂正しお詫び申し上げます。それでは議案の方に入らせていただきます。

	<p>1件朗読。</p> <p>遠方に居住しており耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します報告第2号農地転用現況証明についてにより自作地、借り受け地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上のおり農地法第3条第2項の各項許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい。ありがとうございました。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
6番	はい。6番の岸でございます。当日、現地調査は会長、事務局は局長、それから主事、私と安部さんで現地調査に入っております。先程、事務局からありましたけれども、場所的にはですね、●●●●の信号から●●●●に入り、●●●●にまず入ってですね、●●●●の近くに●●●●さんのところに入って行きます。第3条について全部耕作の利用権でございますので、耕作地の確認にまいっております。後程ですね、現況証明で13ページの2番目に現況証明の報告がありますけれども、報告があるという前提でですねこの案件については特に問題ないと思っておりますのでご審議の方よろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
7番(推進委員)	委員の言われた通り間違いないと思えます。よろしく申し上げます
議長	はい。ありがとうございます。委員のみなさん何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか。
委員	異議なし。
議長	それでは、採決に移りたいと思えます。議案第1号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま

委員	す。
議長	<p>挙手。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案のとおり決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から5までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●から北へ1. 8kmの位置にある都市計画法にもとづく用途区域内にある第3種農地です。子供の帰省にあたり駐車場が不足するため申請地を取得し、駐車場4台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から北西へ2. 3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、パネル設置面積504.1㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●から南西へ6. 3kmの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請地を取得し、特別高圧送電線路建設に伴うヘリポート、荷吊場等を設置するものです。第1種農地を対象とする転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目、5件目。申請地は、●●●●から北西へ3. 2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。駐車場がなく不便なため申請地を取得し、大型車輛駐車場3台分、従業員駐車場4台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
議長	はい。ありがとうございました。それでは、現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。

6 番	<p>はい。まず1番目は資料2をご覧いただきたいと思います。</p> <p>先程事務局が場所をご説明いたしましたけど、●●●●から●●方面に行って、●●●の信号左折して●●●方面の橋を右折してすぐ近く、現場は山の斜面に近い添う形で広大な形で、特にですね、まわりに与える影響はないと思いますので問題ないと思います。</p> <p>次に2番目。ちょっと一括して説明していいですか。</p>
議長	どうぞ、いいです。
6 番	<p>いいですか。</p> <p>2番目。資料3のところをご覧いただければいいかと思います。場所は●●●●で●●●●の近く、●●●の河川敷のところでございます。水利無し。現在、休耕地になっておまして、特にまわりに与える影響もないと水の便も含めてですね、周りに与える影響はないというぐあいに考えております。なおですね、資材搬入は、向かいの通路と一時転用の方があるかと思いますが、資材搬入は県道、すぐそばの県道、借りてですね。利用許可を得て、資材はクレーンでつりあげて、現地に納入するというところでございます。</p> <p>次に4番。●●●●の●●●●の所でございます、ヘリポートをつくるということで、ここはですね●●●●から●●方面、●●●●に抜ける途中にあつて、現行は耕作地になっております。転用後はですね、原状復帰するということで、それは原状復帰したらですね、いい農地にまた変わるんじゃないかというぐあいに思っております。きれいになって使いやすい農地になるんじゃないかこのように思います。次に、4番、5番については資料5をご参照いただければと思います。場所は●●●●から●●方面に向かって●●●の●●●●方面に左折して、そのまま真っすぐ道なりに行きますとですね、●●●●の●●●●が見えてまいります、右側に。その奥がですね、●●●●の農場になります。場所は、その●●●●の●●●●ですか、その向側にあるところです。たしか昔はですね、●●工場があったということでございます。現在は精密機械の製造工場になっている施設でございます。特に周りの環境から見てもですね、いかようにして特に問題は無いというように判断しております。ご審議の方よろしく願いいたします</p>
議長	ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ありましたらお願いします。
2 2 番 (推進委員)	1番について、山縣です。いま、委員さんが言われたように別段問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長	2番。
12番（推進委員）	2番ですが、岸委員の言われたとおりでございます。よろしく申し上げます。
議長	3番。 あつ、すみません。原田委員より欠席なもので、●●●●の●●●●の入口からちょっと●●より行った所でございます。圃場整備にされた田んぼですがもう7、8年近く遊休農地状態になっているところです。岸さんが言われるとおり、原状復帰していただければ、今の状況よりはるかにいいものになるんじゃないかとは思っております。別段問題はないと思います。 4番と5番。
4番（推進委員）	はい。大田の岩山です。4番、5番。特段、申し上げることはございません。審議、よろしく申し上げます。
議長	ちょっと、4番、5番について。4番の方は、10ページを見てもらったらいいですが、線から見たら、●●●●―●が4番です。5番が●●●●―●と●●●●―●です。あの、それで、●●●●―●自体は現況証明でもどうかなるんじゃないかなと思う。何十年かたったようなもう今にも潰れそうな家が建っておりました。ですけれど、もう2種類の書類は作らずに全部もう5条にいたしたいということでございましたので、このような形になっております。ちょっと補足をしておきます。委員の皆さんにかご意見ありましたら、お願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号、原案の通り決定をし、常設審議委員会に附します。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。

	<p>畑地造成をするにあたり、河川法の許可が令和2年3月17日におりたため着手が遅れ、令和3年3月31日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は0%です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>これは、現地調査を行っておりませんので、地元委員の方で分かる事がありましたら、お願いをいたします。いらっしゃいませんか。綾木。</p>
10番	<p>はい。伊藤です。●●●●さんはずっと前に畑にされるといことで側を通過してはいたけど、なかなか何もやってないなと思っておりはいたけども、河川法の許可というのはどういったもののでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですが。</p>
議長	<p>はい。事務局の方は河川法どのような許可があるのかというのを分かれば。 もし、分からなかったら来月、皆さんに分かるように説明していただけたらと思います。いいですか。 はい。</p>
事務局	<p>いいですか。ちょっと、計画の内容、私、これ見てないんですけども、今、畑地の造成ということですので、おそらく河川区域もしくは河川、河川保全区域内のですね盛土をされると思うんですね。それについては河川管理者である山口県の許可があるということでございます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上でございますが、委員の皆さんの方でなにかご意見、ご質問ありましたらお願いします。 よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号、原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地域除外申請についてを議題といたします。番号1から3までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●から南西に2.8kmの位置にある農用区域内農地です。道路の拡幅、駐車場を設置するための農振除外です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から南東に330mの位置にある農用区域内農地です。農家住宅、倉庫等を設置するための農振除外です。申請地の一部は平成25年に農用地区域から除外されています。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●から西へ、1.9kmの位置にある農用区域内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
5番	<p>5番、安部です。1番について、●●●●の●●の交差点より、●●方面へ約1km行ったところの道沿いです。平成30年にソーラパネル設置工事に関連して一部転用されている場所です。工事終了後は永年転用として地元の要望もあり、駐車場として使用するための農振除外です。</p> <p>2番。場所は●●●●の●●●●さんの前です。この度、息子さんが帰られて就農するという事で、息子さんの農家住宅、倉庫などを建てる旨の農振除外です。事務局説明のとおり、一部は平成25年に除外済みですので、この度は追加除外となります。</p> <p>3番。●●●●の交差点より●●方面へ直進した●●●●の手前です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。それまでは、1km先のため池からの水路等が維持されておらず、水が取れない状態になっているので、この度太陽光発電を設置するということになったということです。隣接しています他の田には、農道等が確保されているので、問題はないと思います。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
20番（推進委員）	<p>はい。1番については、ただいま委員さんの説明があった通り、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>2番。</p>

10番（推進委員）	はい。美東大田の推進委員の瀧山です。ただいま安部委員さんが申されたことに相違はありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	それでは、3番。
21番（推進委員）	真長田推進委員の安永です。委員さんの説明があった通り、問題ないと思われまますのでご審議をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、農業委員さんより、あ、すみません、委員さんより何か質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号、は協議結果を附して市長の方に送付いたします。議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、本日、別にファイルしております、令和2年5月1日告示、令和2年5月1日開始の農用地利用集積地計画をご覧ください。今回は全体で32筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定、合計いたしまして59,389㎡、貸し手が14名、受け手が10名でございます。内訳につきましては、4ページ目以降にございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件。農用地の利用計画が基本構想に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんよりなにかご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）、それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	挙手。
議長	はい。ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	3件朗読。 1件目は新たに利用権を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。 2件目は●●●●－●については現況証明の申請のため、●●●●については自分で耕作されるため、双方の合意により解約されたものです。 3件目は新たに利用権を設定されるため、双方の合意により解約されたものです。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。ただいま説明がありましたことにつきまして、地元委員さんよりなにか補足説明ございましたらお願いいたします。
議長	1番。いらっしゃいません。
議長	2番。大橋さん。
7番（推進委員）	事務局の言われたとおりですが問題ないと思います。
議長	3番。いらっしゃいませんか。
13番	13番。武藤です。これはですね。他にハウス用に借りている土地と付随して借りられてたらしいんですけど、ここはちょっとしかやられてなかったのが新たに作りたいという方がいらっしゃたんで、その方に貸すための解約になっています。

議長	委員の皆さんよりなにかご意見ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。はい、特に発言もないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。それでは続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地転用現況証明について1から4までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請が3筆。3筆とも水害により30年前に耕作放棄後、現在は、雑木、雑草が繁茂している状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。2筆とも20年以上前から駐車場として利用され現在に至ります。</p> <p>3件目。申請が1筆。平成8年に転用許可を受け、庭・花壇等として隣接宅地と一体利用され登記されないまま現在に至ります。</p> <p>4件目。申請が1筆。平成6年に転用許可を受け、農業用倉庫及ぶ農家住宅を建て、登記されないまま現在に至ります。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆さんよりなにかご意見がございましたら、お願いします。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
6番	<p>ちょっとすみません。ここは、3番目ですよ。まず、転用許可を受けてて、その転用許可書を紛失したということで、現況証明をもって登記をしたいということ。</p>
議長	<p>あの分かりました。説明します。これ、写真にはちょっとないんですけど、この垣の反対側といいますか、4枚目の写真、この写真の右側には、家が建ってます。その宅地の一部で使ってるんです。それで、ちょっとこの畦がありますけど、この畦については家庭菜園でこちらに1番の写真に写ってるのは、ほとんどが桜の木です。ええ、それで家の周りとして、実際には転用許可を取って、やったんですけど、ここだけ地目変更をしていなかったということで、転用許可書が無いために現況証明が出てきたということでございます。すみません。</p>
6番	<p>ここは農地？</p>

議長	<p>農地です。農地です。すみません。いやそれで、自分でもピンとこなくてすみません。私も見てました。結構、いろんなお花も植えてありました。はい、委員の皆さんに他にご意見ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、特に発言ないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。続きまして、議事順位第8 議案第3号、報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回1件。●●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。委員の皆さんよりなにかご意見ございましたら、お願いいたします。特に、発言等ないようございましたら、終わらしていただくと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、報告第3号を終わらせていただきます。  それでは、続きまして、農業相談日の状況でございますが、予約がございませんでしたので、行っておりません。委員の皆さんよりなにか発言等ありましたら、お願いいたします。  ないようございましたら、事務局より、今後の日程等についてお願いをします。</p>
事務局	<p>それでは事務局より今後の日程についてお知らせいたします。お配りしております今後の日程についてをご覧くださいませ。次回の農業委員会総会につきましては5月の15日金曜日、午後2時から、場所は美祢市民会館2階大会議室で行います。この5月以降ですね、一応予定としては3月まで、来年の、市民会館の大会議室の方を確保しておりますので、場所は、そちらで行いますから、間違えないようお願いいたします。次に、農業相談日ですが、5月の12日火曜日、時間は9時から11時30分まで、美祢地区におきましては縄田委員さん、美東地区は伊藤美和子委員さん、秋芳地区は武藤委員さんでございます。続きまして現地調査ですが、実施日は5月の8日金曜日、時間は9時から16時まで、俵委員さんと伊藤新司委員さんでお願いします。集合場所は農業委員会事務局に朝8時50分に集合でお願いいたします。以上です。</p>

議長	それじゃあ、終わらしましょう。
事務局	それでは総会を終わります。 号令

午後 2 時 4 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 4 月 1 6 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

